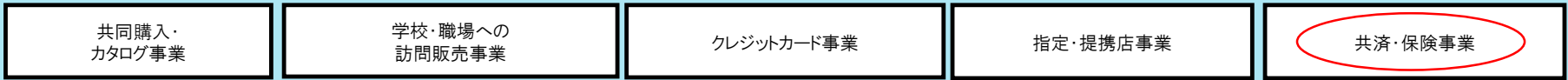


沖縄県学校生活協同組合 「きずな」のご案内

沖縄県学校生活協同組合では、独自の福利厚生制度として、「きずな」を運営しています。県内の多くの組合員の方々のご加入によって運営される「共済制度（助け合い）」であり、スケールメリットの発揮により、手頃な掛金で充実した制度内容となっております。組合員のみなさまにもぜひご加入いただければ幸いです。

学校生協とは ~組合員同士で運営資金を出資し、利用し、運営する、自らのくらしと健康を守る組織~

<事業案内>

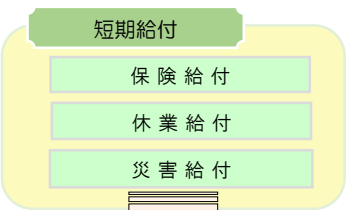
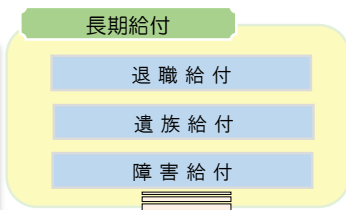


制度の趣旨

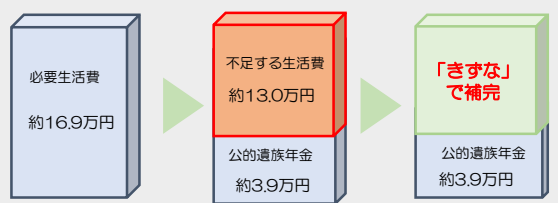
毎月の給与からは…

給与明細

〇〇〇〇	□□□□	〇〇〇〇
長期掛金	短期掛金	△△△△
××××	××××	

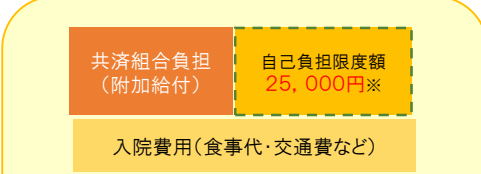


万が一（死亡）の場合



公的医療保険制度による
病院の窓口での自己負担割合

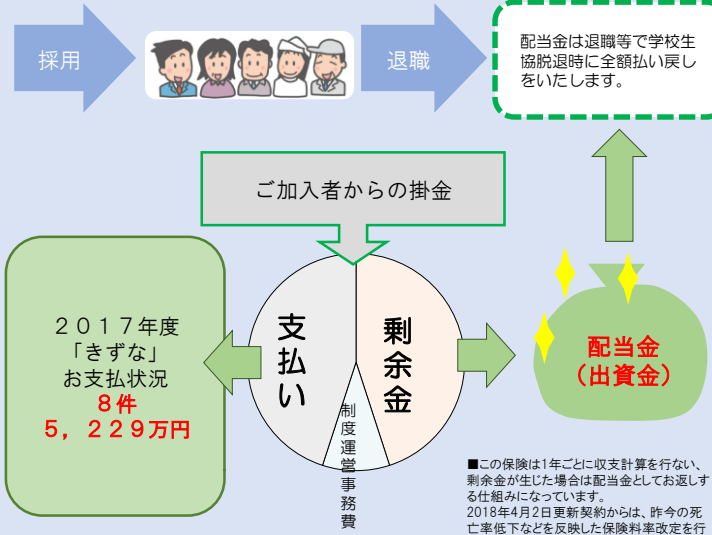
3割



入院費用の3割の自己負担のうち、自己負担限度額を超える部分の払い戻しがありますが、自己負担が残ります。
※標準報酬月額が530,000円以上の組合員とその被扶養者については、50,000円となります。

総務省「平成29年度地方公務員給与の実態」を基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

制度のしくみ

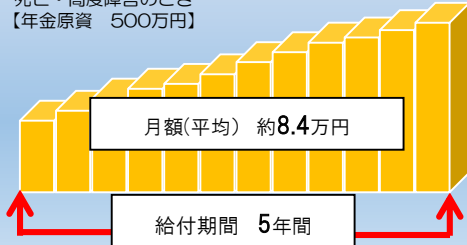


■この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。2018年4月2日更新契約からは、昨今の死亡率低下などを反映した保険料率改定を行なっています。保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当率が低下します。なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。但し、医療費支援制度・重病克服支援制度については配当金はありません。

★おすすめコース★ ～お手頃な掛金で死亡保障、生存保障がご準備いただけます～

①きすな（H型）

死亡・高度障害のとき
【年金原資 500万円】



②医療費支援制度

支援給付金額	支払事由	給付イメージ	通算限度
2.5万円コース			
入院支援給付金	1日以上入院をしたとき	1入院につき5回を限度 入院1日目 2.5万円、3日目 2.5万円、6日目 2.5万円、9日目 2.5万円、12日目 2.5万円	36回
外来手術給付金	入院を伴わない手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上)	2.5万円	60日の間に1回を限度 → 無制限
外来放射線治療給付金	入院を伴わない放射線治療を受けたとき	2.5万円	60日の間に1回を限度 → 無制限
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額	通算 2,000万円

③重病克服支援制度

主契約

悪性新生物(がん)	急性心筋梗塞	脳卒中	200万円
-----------	--------	-----	-------

<7大疾病保障特約>

上記の三大疾病に加えて

重度の糖尿病	重度の高血圧性疾患	100万円
慢性腎不全	肝硬変	

<がん・上皮内新生物保障特約>

悪性新生物(がん)	上皮内新生物	20万円
-----------	--------	------

<主契約>

- 特定疾病保険金(※2)
所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき
- 死亡・高度障害保険金(※2)
死亡・所定の高度障害状態のとき

<7大疾病保障特約>

- 7大疾病保険金(※3)
所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき

<がん・上皮内新生物保障特約>

- がん・上皮内新生物保険金(※3)
所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

- (※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
- (※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- <リビング・ニース特約>余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

- ・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金の支払いは、それぞれ1回のみです。
- ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(II型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

	年齢	①～③ 合計月額 掛金	月額掛金内訳				
			①きすな 【H型】	②医療費支援制度 【2.5万円】	③重病克服支援制度【200万円コース】		
					主契約	がん・上皮内 新生物保障特約	
男性	21～25	1,866	745	283	624	180	34
	26～30	1,951	745	290	664	210	42
	31～35	2,125	745	308	764	260	48
	36～40	2,548	850	368	970	310	50
	41～45	3,301	1,025	440	1,348	420	68
女性	21～25	1,791	610	363	568	190	60
	26～30	2,105	610	483	668	230	114
	31～35	2,422	610	538	840	320	114
	36～40	2,918	780	528	1,046	450	114
	41～45	3,658	865	515	1,398	730	150

●記載の年金額はバンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定死亡率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が決める基礎率および引受金額により決定します。記載の額を下回る可能性もあります。●記載の「きすな」医療費支援制度の掛金については概算です。●記載の「重病克服支援制度」掛金等は、バンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳0か月まで ●上記はきすな・医療費支援制度・重病克服支援制度をセットしたものです。 ●「きすな」と「医療費支援制度」「重病克服支援制度」ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。●それぞれの保障内容、掛金等の詳細はバンフレットをご参照ください。●「医療費支援制度」「重病克服支援制度」へのご加入は「きすな」へのご加入が条件です。●制度内容等詳細についてはバンフレットをご一読ください。●死亡保険金、高度障害保険金は重複して支払われません。●記載の表示金額は年金据置後の年金額ではありません。●「入院日数」は、層の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。●対象となる先進医療についてはバンフレット記載の給付金に関するご注意をご確認ください。